地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 13 項及び飯田市議会会議規則(昭和 54 年飯田市議会規則第 1 号)第 160 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 長野県市議会議長会総会
 - (1) 派遣の目的 長野県市議会議長会総会に出席することにより、共通する課題等に ついての情報や意見の交換を行うため
 - (2) 派遣の場所 東御市
 - (3) 派遣の期間 令和4年7月14日(木)~令和4年7月15日(金)
 - (4) 派遣する議員 副議長 山崎 昌伸
- 2 伊那谷三市議会連絡協議会が行う議員研修会
 - (1) 派遣の目的 三市が協力して伊那谷の興隆を図るよう三市に共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
 - (2) 派遣の場所 伊那市
 - (3) 派遣の期間 令和4年7月22日(金)
 - (4) 派遣する議員 副議長 山崎 昌伸

小平 彰、下平 恒男、橋爪 重人、西森 六三、宮脇 邦彦、 関島 百合、市瀬 芳明、筒井 誠逸、清水 優一郎、 岡田 倫英、福澤 克憲、竹村 圭史、小林 真一、 佐々木 博子、古川 仁、木下 德康、熊谷 泰人、 新井 信一郎、清水 勇、永井 一英、原 和世